

届出を要する事由		指 定 申 請 書	誓 約 書	指 定 申 請 書	誓 約 書	廃 止 届 書	変 更 届 書	休 止 届 書	そ の 他
・病院、診療所、薬局が新たに生活保護法による指定を受ける場合※ ・訪問看護ステーション、助産師又は施術者が新たに生活保護法による指定を受ける場合		※ ○							
すでに指定医療機関等である場合	・更新申請が必要な医療機関が、指定の有効期限を迎えたとき		○						
	○医療機関コード等が変更になった場合 ・開設者(事業者)を変更した場合 (A氏⇒B氏, 親⇒子, A法人⇒B法人) ・開設者が個人⇔法人に変更した場合 ・病院⇔診療所に変更した場合 ・移転により所在地を変更した場合 ・法人格を変更した場合	○			○				
	○医療・介護機関コード等が変わらない場合 ・指定医療機関の名称を変更した場合※ ・開設者が改姓改名※ ・指定助産師・施術者の氏名が改姓等により変更となった場合 ・法人が名称または所在地を変更した場合 ・住所の表示が行政による住居表示の変更等により変更された場合 ・移転(助産・施術者・訪問看護ステーション)					※ ○			
	・指定医療機関の開設者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合、当該指定医療機関を廃止した場合※ ・指定助産師・施術者が死亡し、あるいは失踪の宣告を受けた場合、当該業務(施術所等)を廃止した場合				※ ○				
	・指定医療機関の開設者が当該指定医療機関を休止した場合(再開の意思がある場合) ※ ・指定助産師・施術者が当該業務(施術所等)を休止した場合(再開の意思がある場合)						※ ○		
	・休止した指定医療機関を再開した場合※ ・休止した業務(施術所等)を再開した場合								※ 再開 届書
	・指定医療機関の指定を辞退する場合※ ・指定助産師・施術者の指定を辞退する場合 (注1)30日以上の予告期間を設けること (注2)医療機関等が事業を廃止する場合は、廃止届書が必要 (注3)医療機関等の事業は継続するが、生活保護法による指定を辞退する場合は、辞退届書が必要								※ 辞退 届書
	・指定医療機関又は指定助産師・施術者が処分を受けた場合								処分 届書

※令和5年7月より、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等(新規指定申請, 更新申請, 変更届, 廃止届, 休止届, 再開届, 辞退の申出)が簡素化され、近畿厚生局に1枚の申請等の様式を提出することで、保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行うことが可能になりました。ただし、訪問看護ステーション、指定介護機関、指定施術機関は対象外です。また、引き続き、保険医療機関等の申請等と別に、指定医療機関の申請等を神戸市に提出することも可能です。